

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

- 保安林の指定の予定 (森林整備課) 一
○保安林の指定施業要件の変更の予定 (同) 一
○土地改良区役員の就任及び退任の届出 (北部地方振興事務所) 二
○土地改良区の定款変更の認可 (仙台地方振興事務所) 三

公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (デジタルみやぎ推進課) 三
○開発行為に関する工事の完了 (二件) (建築宅地課) 五
人事委員会

告 示

- 第七十二回宮城県職員採用試験(大学卒業程度)の実施 五
○宮城県職員採用試験(大学卒業程度・民間企業等職務経験者)の実施 五
○第七十二回宮城県職員採用試験(短期大学卒業程度)及び第七十九回宮城県職員採用試験(高等学校卒業程度)の実施 五
○就職氷河期世代を対象とした職員採用試験の実施 五

○宮城県告示第三百七十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和三年四月二十七日

一 保安林予定森林の所在場所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

伊具郡丸森町字川原田一六の一(次の図に示す部分に限る。)、二〇、二二、二二の一、三〇の一、三一の二(次の図に示す部分に限る。)、三二の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐とする。

字川原田一六の一、二〇、二二、二二の一、三〇の一(次の図に示す部分に限る。)、三一の二、三二の二

一、三二の二

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第三百七十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和三年四月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

2-1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）並びに大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第三百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、加美郡西部土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和三年四月二十七日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 千 葉 幸 太 郎

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和三年三月二十八日	鎌 田 寛 一	加美郡加美町宮崎字旭二番十九番地	理 事
令和三年三月二十八日	三 浦 俊 郎	加美郡加美町小泉字北要害二十七番地	理 事

二 退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和三年三月二十八日	工 藤 正 信	加美郡加美町字鹿原下北村十一番地	理 事
令和三年三月二十八日	小 林 栄 基	加美郡加美町谷地森字天王十六番地	理 事
令和三年三月二十八日	天 野 勇 一 郎	加美郡加美町字長清水北一番十七番地	理 事
令和三年三月二十八日	佐々木 光 夫	加美郡加美町字下野目前川原中四十八番地一	理 事
令和三年三月二十八日	府 田 周 一	加美郡加美町字南小路一番六十番地	理 事
令和三年三月二十八日	加 藤 賢 治	加美郡加美町宮崎字町百四十番地六	理 事
令和三年三月二十八日	高 橋 清 治	加美郡加美町字屋敷二十一番地	監 事
令和三年三月二十八日	渡 部 一 雄	加美郡加美町字新小路百七十番地一	監 事
令和三年三月二十八日	今 野 実	加美郡加美町小泉字町屋敷五十四番地	監 事

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和三年三月二十七日	佐 藤 永 幸	加美郡加美町字原南江端二十三番地	理 事
令和三年三月二十七日	本 多 栄 一	加美郡加美町沼ヶ袋字沢目十三番地	理 事
令和三年三月二十七日	渡 邊 哲	加美郡加美町宮崎字新町二番二番地	理 事
令和三年三月二十七日	渡 部 一 雄	加美郡加美町字新小路百七十番地一	理 事
令和三年三月二十七日	鎌 田 寛 一	加美郡加美町宮崎字旭二番十九番地	理 事
令和三年三月二十七日	工 藤 正 信	加美郡加美町字鹿原下北村十一番地	理 事
令和三年三月二十七日	天 野 勇 一 郎	加美郡加美町字長清水北一番十七番地	理 事
令和三年三月二十七日	加 藤 賢 治	加美郡加美町宮崎字町百四十番地六	理 事
令和三年三月二十七日	三 浦 俊 郎	加美郡加美町小泉字北要害二十七番地	監 事

令和三年三月二十七日	高橋 清治	加美郡加美町字屋敷二十一番地	監事
令和三年三月二十七日	早坂 一洋	加美郡加美町字原街道端四番地三	監事

○宮城県告示第三百七十三号

亙理土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和三年四月十九日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和三年四月二十七日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 富田 政 則

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和三年四月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
 - 1 調達案件の名称及び数量 基幹業務システム等機器賃貸借及び運用保守業務 一式
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 契約締結の日から令和九年十二月三十一日まで
 - 4 履行場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 1 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格に登録されている者又は入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始

の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員若しくは暴力団、暴力団員に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 I S M S適合性評価制度の認証及びプライバシーマークの認定をいずれも取得していること。

9 令和三年三月三十一日現在、過去五年以内に国及び都道府県又は政令指定都市に種類、規模を同じくする契約を複数回契約し、かつ履行した実績を有すること。

10 企業連合にあつては、次のいずれにも該当すること。

(一) すべての構成員が1に該当し、かつ、2から7までの要件を満たしていること。また、構成員のいずれかが8から10の要件を満たしていること。

(二) 構成員が、他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に参加していないこと。

11 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていない者で入札を希望する者は、本県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二一三三三五)へ令和三年五月十四日(金)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所、問い合わせ先

〒九八〇〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県行政庁舎三階 宮城県企画部デジタルみやぎ推進課基幹システム構築班

(電話〇二二二二二一三三三五)

2 入札説明書等の交付期間

令和三年四月二十七日(火) から令和三年五月十四日(金) まで(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する祝日を除く。)の午前九時から午後五時までとする。ただし、郵送による交付を希望する場合は令和三年五月十三日(木)午後五時までに1あて申し出ること。

3 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方の決定手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあら

はじめ紙入札参加承認願を提出し、承認を得なければならない。

4 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、本件の入札説明書の原本の交付を受け、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上、令和三年五月二十四日(月)まで1あて提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

5 入札書の提出期限

電子調達システム(以下「システム」という。)により入札に参加しようとする者は、令和三年六月二日(水)から令和三年六月七日(月)までにシステムにより提出すること。また、郵送の場合は配達証明付き書留郵便にて令和三年六月七日(月)午後五時までに1あて到着することとし、持参による場合は6の開札日時及び場所までとする。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和三年六月八日(火) 午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎三階 宮城県企画部デジタルみやぎ推進課内

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三4における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 使用言語、通貨等 本件の入札、契約等に伴い作成する書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成四年法律第五十一号)によるものとする。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第九十三条及び百十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する資格のない者及び入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者のした入札並びに物品の調達等に係る競争入札参加心得第九条に該当した場合は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額(契約業務を執行するために必要な一切の諸経費を含めて見積もった金額)の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 入札執行の方法 一般競争入札

9 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Services to be Procured : Leasing and maintenance of Core System equipment etc.

2 Period of Implementation : From contract settlement to December 31, 2027

3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Government Building

4 Deadline and Place for Bid Submission (in-person) : June 8, 2021 (Tue), 10 : 00 am. Miyagi Digital Promotion Division, Policy Planning Department 3rd Floor of the Miyagi Prefectural Government Building

5 Deadline for Bid Submission (by mail) : June 7, 2021 (Mon), 5 : 00 pm.

6 Contact Information : Core Systems Section, Miyagi Digital Promotion Division, Policy Planning Department Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. TEL: 022-211-2473

7 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年四月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称

名取市愛島郷二丁目十一番六

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東京都杉並区阿佐谷南三丁目三十五番二十一号

株式会社細田工務店

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年四月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称

宮城県七ヶ浜町吉田浜字野山五番二百二十九の

一部
宮城県七ヶ浜町葛蒲田浜字長砂十九番地

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

株式会社大政産業

人事委員会

○第七十二回宮城県職員採用試験（大学卒業程度）を別冊一のとおり実施する。

令和三年四月二十七日

宮城県人事委員会

委員長 千 葉 裕 一

○宮城県職員採用試験（大学卒業程度・民間企業等職務経験者）を別冊二のとおり実施する。

令和三年四月二十七日

宮城県人事委員会

委員長 千 葉 裕 一

○第七十二回宮城県職員採用試験（短期大学卒業程度）及び第七十九回宮城県職員採用試験（高等学校卒業程度）を別冊三のとおり実施する。

令和三年四月二十七日

宮城県人事委員会

委員長 千 葉 裕 一

○就職氷河期世代を対象とした職員採用試験を別冊四のとおり実施する。

令和三年四月二十七日

宮城県人事委員会

委員長 千 葉 裕 一